

新規事項

1 直轄事業の新規着工要求海岸

津波・高潮からの防護等を目的に、直轄事業として新たに広島港海岸、撫養港海岸を要求する。

海岸名	事業期間	総事業費	防護延長	防護人口	防護面積
広島港海岸	< H17 ~ H29 >	約151億円	16,016m	35,831人	675ha
新規着工理由	広島港海岸においては、地形的に南向きで、概して地盤高も低いことから度々台風による高潮の被害を蒙ってきており、最近では平成3年と平成11年に大規模な高潮被害が発生している。また、広島港臨海部は、緩い地盤上に、干拓や埋立により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域となっている。今後50年以内に80%程度の確率で発生すると予測されている東南海・南海地震により、大規模な液状化が発生し、既存施設に著しい変形が生じ、地震後の津波や高潮による甚大な被害の発生が危惧されるところである。このため、海岸防護機能の確保を目的とした液状化対策等を緊急に行う。				

海岸名	事業期間	総事業費	防護延長	防護人口	防護面積
撫養港海岸	< H17 ~ H26 >	約189億円	4,530m	15,260人	399ha
新規着工理由	撫養港海岸においては、背後に鳴門市の中心市街地が広がる人口密集地であり、昭和36年の第二室戸台風では高潮被害等により甚大な被害を受けた地域である。第二室戸台風後整備された既存の護岸は老朽化が進行し、現状では亀裂の発生や水叩きが陥没する等、危険な状況である。 さらに、今後50年以内に80%程度で発生すると予測されている東南海・南海地震の発生により、既存の護岸は沈下、倒壊すると予想され、その後に来襲する地震津波により、商工業地や住宅が密集した背後地では甚大な被害の発生が危惧される。このため、海岸防護機能の確保を目的とした液状化対策等を早急を実施する。				

2 補助事業の新規着工要求海岸

老朽化した海岸保全施設の改良、高潮からの防護、快適な海浜利用の増進等を目的に、新たに高潮対策及び海岸環境整備を行うため、補助事業として5海岸を新規に要求する。

事 項	合 計
高 潮 対 策	4
海 岸 環 境	1
合 計	5

3 新規制度

津波危機管理対策事業（仮称）の創設

津波に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波発生時における人命の優先的な防護を推進する必要がある。このため、一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波防災対策計画に基づき、海岸保全施設の機能確保、水門等の自動化・遠隔操作化、安全情報伝達施設の整備、海岸保全施設の耐震性調査、津波ハザードマップ作成などの対策を総合的に実施するため、関係省庁が連携して助成する制度を創設する。